

基 発 第 5 9 6 号
平 成 9 年 8 月 2 6 日
基 発 第 5 6 0 号
平 成 1 2 年 9 月 5 日
基 発 1 2 2 7 第 1 号
平 成 2 2 年 1 2 月 2 7 日
基 発 0 3 0 7 第 3 号
平 成 2 5 年 3 月 7 日
基 発 0 3 3 0 第 5 号
平 成 2 8 年 3 月 3 0 日
基 発 0 3 3 0 第 8 号
平 成 2 9 年 3 月 3 0 日

都道府県労働基準局長 殿

労働省労働基準局長

アフターケアの通院に要する費用の支給について

今般、別添「アフターケア通院費支給要綱」により、アフターケアの通院に要する費用を支給することとしたので、その取扱いに遺漏なきを期されたい。